

意見の概要および市の考え方

No	意見の概要	意見数	市の考え方
I 全体について			
1	<p>「共生」ならば元々住んでいる住民への支援サービスも外国人向けと同様に重要ではないか。</p> <p>外国人の方へのアプローチの仕方を考え直した方がいいのではないか。</p> <p>文化の違いによる溝を埋めるには、より踏み込んだ対応が必要である。</p>	1件	<p>本プランは、外国人だけでなく日本人を含めた全ての市民を対象としています。特に「3多文化共生の地域づくり」において、「多文化共生に関する啓発活動の推進」「日本人住民と外国人住民の交流の場づくり」「外国の文化や習慣に触れる機会の提供」など、外国人支援だけに特化せず住民サービスの視点を明記しています。</p> <p>しかしながら、こうしたご意見をいただいたことから、その表現が不十分であると考え、1ページ第1章プラン改定の基本的な考え方1背景・趣旨において、このプランでは外国人だけでなく日本人も当事者であり、併せて考えているということの説明を追加します。</p>
第2章 彦根市の多文化共生の現状について			
2	<p>P.9 図8 日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒の推移(各年5月1日)</p> <p>日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は、日本語指導の対象になっていないことを明記する必要があるのではないかと。ルール変更があったのか。</p>	1件	<p>外国籍の児童生徒同様に、日本国籍の児童生徒についても対象となっていることから、日本語指導が必要かどうかを調査し、必要な児童生徒については、現在、日本語指導を行っています。</p>
第4章 展開について			
3	<p>P.35~P.37</p> <p>1 コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)</p> <p>(1)情報の多言語化</p> <p>【取組】情報提供の推進</p> <p>外国人住民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しているため、日本の生活習慣を伝える、より具体的な取組の追記を次のとおり提案する。</p> <p>①転入時、日本の生活習慣を外国人住民に提</p>	1件	<p>①および②については、現在多言語版の生活ガイドを作成し、情報提供を行っています。③~⑤については、本プランにおいては、第4章展開の「2安心して生活するための環境づくり」や「3多文化共生の地域づくり」において、外国人住民が地域の一員として暮らしやすいように情報を伝えるとしていること、また、第5章においても多文化共生の推進には行政も企業等</p>

	<p>供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること</p> <p>②その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること</p> <p>③不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること</p> <p>④外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること</p> <p>⑤外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などの定期的な日本の生活習慣に関するオリエンテーションをするように依頼すること</p>		<p>と連携して取り組む必要があるとしていることから、今後も関係機関と連携し、取組を推進していきます。</p>
4	<p>P. 38</p> <p>(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供</p> <p>【方向性】、【取組】</p> <p>人権政策課等、彦根市の関係課や諸機関と、より連携を深めるためには、「日本語が分からないために困っている人」が、いつでも相談したり、日本語指導を受けたりできる場が確保できるとよいと考えるがどうか。また、ボランティア養成もその場所で時々講座を開くなど、日本語の学習に関する取組を集約するとよいと思うがどうか。</p>	1件	<p>外国人住民の相談については、令和3年度から外国人総合相談窓口を設置し、対応しますが、相談しやすいような環境づくりに努めます。また、日本語ボランティアや市民団体により開催されている市内の日本語教室と連携し学習の場や機会を確保するほか、日本語ボランティアの担い手の確保に努めていきます。</p>
5	<p>P. 41</p> <p>(3) 教育の環境づくり</p> <p>「外国にルーツをもつ児童生徒」ではなく、SDGsの観点からも「海外にルーツをもつ子ども」とし、市内の学校に通っていない場合や無国籍の場合も含めるのが良いと思うがどうか。教育の環境作りの対象にならないか？</p>	1件	<p>本市では、国籍に拠らないということ在意図し、ご提案いただいている場合も含めて「外国にルーツを持つ児童生徒」という言葉を使用しています。</p> <p>現在、市内に住民登録のある子どもを対象として不就学等の調査を実施しており市内の学校に通っていない子どもも含んでいますが、表現に不足がありましたことから、P42【取組】の「学校生活を安心して送れるような体制づくり」のNo.43を「市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもの現状や動向を把握するために、定期的に不就学などの実態調査を実施し</p>

			ます。」に改めます。また、これに伴い、「第 3 章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方」の「6 5年間の取組成果」についても同様に 20 の記載を改めます。
6	P. 42 【取組】 No.39 ベトナム人支援員の配置を望むがいかがか。	1 件	2020 年度からポルトガル語・タガログ語に加え、翻訳業務に従事するため、ベトナム語も外国人等児童生徒支援員を確保し、保護者へ母語での情報提供による支援を行っています。 今後の推移によって、さらにベトナム語支援員を配置することもあり得ることを意図していますが、表現に不足がありましたことから、ご意見を踏まえ、「学校と連携しながら、現場のニーズに応じた外国人児童生徒等支援員を配置します。(2020 年時点でポルトガル語とタガログ語、ベトナム語(翻訳支援のみ)の外国人児童生徒等支援員を配置しています。)」に改めます。
7	P. 43 【取組】 No.48 日本語教材はどこで使用する分を確保するのか。子どもに合わせた指導に必要なものは学校が把握しているので学校が調達するようにはできないか。	1 件	ご意見をいただきましたとおり、学校現場がニーズを把握していると考えられることから、今後も調達は教育委員会で行う予定ですが、調達に際しては、学校や日本語指導担当教員の意見を聞くなどして必要な教材等を確保し、学校現場と連携した取組を進めてまいります。
8	P. 48～P. 50 3 多文化共生の地域づくり (1) 地域社会に対する意識啓発 (2) 外国人住民の社会参画と共助 外国人住民が地域に住むことで発生する問題などにも対応しつつ、住民同士の関係性を生むことができる存在が必要であるため、次のとおり提案する。 1. 外国人住民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定すること	1 件	本市では、外国人住民が特定の地域に集住せず、比較的散在しているという現状があることから、モデル地区という考え方をあまり想定していません。 一方、コーディネーター機能の必要性は十分認識しており、本市では多文化共生サポーターを設置し、地域において日本人市民と外国人市民の橋渡しをお願いしているところです。

	<p>2. コーディネーターとして地区公民館の職員の活用を明示</p> <p>3. コーディネーター機能（双方の住民の人間関係をつなぐ）の明示</p> <p>4. これら施策の評価方法の明示</p> <p>5. コーディネーター育成研修の実施を明示</p>		
--	--	--	--